

火薬類取締法第52条第1項の規定に基づく熊本県知事と 熊本県公安委員会との協定（通達）

昭和36年4月21日
熊防（保）第2113号

みだしのことについて、別紙のとおり協定が成立したので、これが運用に遺憾のないようにせられたい。

別紙

火薬類取締法第52条第1項の規定に基づく、熊本県知事と熊本県公安委員会との協定

熊本県知事と熊本県公安委員会は、火薬類取締法施行令第4条に規定する事項を、円滑適正に行うため、別添のとおり協定した。

昭和36年3月31日

熊本県知事	寺本 広作
熊本県公安委員会	
委員長	上田 滋穂

別添

熊本県知事と熊本県公安委員会との協定書

火薬類取締法施行令第4条の規定に基づく意見の聴取は、次の各号により行うものとする。

1 火薬類取締法施行令第4条第1項中

(1) 第1号は、該当事案全部

(2) 第2号中

ア 交通ひんばんな道路

国道又はその他の道路であって、特に人又は車両等が間断なく通行する道路

イ 公衆の集合する場所

(ア) 公園、学校、駅、病院、社寺境内その他映画館等であって、消費時において、公衆が多数集合すると認められる場合

(イ) 花火大会その他これに類する場所であって、多数人の集合する場合

ウ 周辺の土地

(ア) 前記交通ひんばんな道路又は公衆の集合する場所から100メートル以内の地域

(イ) 鉄道、軌道、汽船の常航路等から100メートル以内の地域

エ 市街地

市の中心街又は、商社、住宅等が密集して都市的形態をなしている地域で、社会通念上市街地と認められる場所

(3) 公共の安全の維持に重大な関係を有すると認められる場合

- ア 災害、騒乱その他地方の静穏を害するおそれのある事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ 当該許可の申請時において、施行令第6条の規定により、県公安委員会から必要措置の要請を受けているもので、新たに、当該許可をすることが、公共の安全の維持に重大な関係を有すると認められる場合
- ウ 大発破又はこれに準ずる大規模の発破を行う場合